

<祈りのすすめ>

「イエスがピリポ・カイザリヤの地方に行かれたとき、弟子たちに尋ねて言われた、『人々は人の子をだれと言っているか』。(マタイによる福音書第16章13～14節)

キリストが「あなたがたはわたしをだれと言うか」と問われたのは「ピリポ・カイザリヤの地方に行かれたとき」でした。

キリストは、世の始めから終わりまで、常に変わることなく神の子であり救い主であります。けれどもこの永遠の真理は、1足す1が2であるのと同じ意味で真理なのではありません。

1足す1が2だということは、いつ、どこで、誰に語っても、笑われたり後ろ指を指されたりすることはないでしょうが、イエスがキリストであるという言い表しは、時に緊張を生み、人によっては反発や怒りを引き起こし、場所によっては迫害を来たらせるからです。

それはイエスがキリストだという真理が疑わしく不確実だということではありません。むしろそれは、この真理が、人を慰め、支え、守り、導くことのできる血の通った真理、いのちの真理だということです。

そしてこの真理がいのちを持つのは、わたしたちがこの真理を確信と信頼とをもって告白するとき、それが引き起こすであろう一切のことを引き受ける覚悟をもって言い表すときです。「人は心に信じて義とされ、口で告白して救われる」(ローマ人への手紙10:10)とある通りです。

それは、自分自身を賭け、残りの人生の全てを賭けて、生涯の伴侶となることを求めるプロポーズに似ています。だからこそ、そこには、ただ一人という排他性が生まれます。それは狭さでも不寛容でもありません。それは愛の必然であり、人格を伴った交わりの真実です。キリストは、私たちにそのような告白を求められるのです。

だからこそキリストは、ご自身への告白をピリポ・カイザリヤの地で求められたのではないのでしょうか。そこは古くはギリシヤの神パンの聖所が置かれて「パニアス」と呼ばれた地でした。またこの地の支配権をローマ皇帝から与えられたヘロデ大王が、皇帝のために神殿を建てた場所でした。そしてその子ヘロデ・ピリポが、皇帝に取り入るために町の名前を「カイザリア」(カエサル)と改めた所でした。

神ならぬものが神とされる場所、人を神として崇めることが権力を握る手段であり、この偽りを受け入れることが、この世を賢く生きる処世術とされる場所で、キリストは「あなたがたはわたしを誰と言うか」と問うておられるのです。

この主の問いかけ、告白への招きに、私たちが過つことなく応えることができるよう祈りましょう。

<祈り>

主なる神よ、わたしたちがイエスは主であると言い表すことができるようにしてください。その告白を平穩の中に行うことができる時ばかりではなく、笑われ、さげすまれ、恥と不利益を受ける時にもなお、イエスをキリストと告白し続けることができるように、わたしたちを守ってください。永遠の主イエス・キリストの御名によって祈ります。

(靖国神社問題特別委員会委員・豊島北教会牧師 芳賀繁浩：はがしげひろ)

新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす（４）～元号！

小塩海平（東京告白教会長老）

Q22 元号はどう考えるべきですか？

A 聖書の中に、その時代の王の名や政治支配者の名によって、年数が数えられた箇所が幾度も出てきます（エレミヤ1章1節、ルカ3章1節等）。何を基準に時を刻むかということは、その人がだれに服従しているか、何に基づいて生活しているかという問題と深く関わっていました。

わが国においても、年を数える基準を、中国から伝えられた国家元首の名によってする方法が古くから行われてきました。また、神話に登場する日本の起源から年を数える皇紀・・・年という言い方が用いられたこともありました。

「明治・大正・昭和・平成」という年の数え方は、天皇の即位から始めて時を数え、自分の歩みを天皇の存在に結びつけて表現することになります。意識するしないに関わらず、天皇による時間的支配を日常的に受け入れ、さらには時間のみならず、わたしたちの全生活、全領域を天皇が支配することを表すことになるのです。

時間を計る単位としての年号は、世界共通でないと不便なので、合理的理由から世界でも最も広く普及しているキリスト暦（西暦）を基準とすべきだと考える人も少なくありません。主イエス・キリストの支配と主権を信じるわたしたちキリスト者は、主の降誕を基準と理解する暦を、わたしたちの信仰を告白する意味で意識的に用い、決して他の基準によって自分の時を刻むことはいたしません。

Q 4月1日、新しい元号が発表されましたね。

A 統一地方選挙の最中また新外国人労働者受け入れ制度の開始の日に合わせて新元号が発表され、首相自ら所感を述べるなど、政治的な演出が色濃く感じられました。

Q 元号の制定に関する法的根拠を示して下さい。

A 戦後の日本国憲法の下では、元号に関する明文化された根拠はありませんでした。元号法は1979年の第一次大平内閣の時に制定され、このときに選定手続についても具体的な要領が定められました。大平首相がキリスト者であることを公言しながら、靖国神社に参拝し、元号法制定に尽力したのは、極めて遺憾なことでした。しかし、彼が国会において、元号法の法制化は改元のルールを決めるためのものであって、元号の使用を義務化するものではないと述べたことは、忘れてはならないと思います。

Q 菅官房長官も4月3日の記者会見で「政府として使用を強制するものではない。公文書においても特に規定は設けていない」とし、「国民は『西暦』、『元号』を自由に使い分けて頂いて良い」と語っていますね。

A そもそも元号法は「1. 元号は、政令で定める。

2. 元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」というシンプルなもの、元号使用に関する規定はありません。しかし、元号の使用は、日の丸・君が代と同様に強制されているというのが実状です。例えば、1987年3月30日に広島県内の54の公立学校で行われた卒業式において、卒業証書の発行年月日が西暦で記されていたという理由で、県の教育委員会が校長らを処分しています。

Q いまもそういうことが起こりうるのでしょうか。

A 私自身の経験ですが、マイナンバーカードは元号で書かないと受け付けないと言われました。マイナンバーカードとわざわざ英語で言っているのに和暦でないと許されないというのはおかしいではないか、そもそもマイナンバーカードというのは、私のカードのことではないか、私の好きにさせてほしいと主張したのですが、埒があきませんでした。ところが面白いことに韓国人の妻の場合、西暦でマイナンバーカードが作れました。市役所の担当者の説明によると、外国人は和暦に対する理解が乏しいからとのことでした。私も元号に対する理解がまったくないと主張したのですが、どうしても受け入れてもらえず、結局私はマイナンバーカードを作りま

せんでした。

Q 左記の『いま なぜ 大嘗祭か』を読むの Q 22 & A を読んで、どんな印象を持ちますか。

A 私は「わが国」と書いているところに違和感を覚えました。日本キリスト教会の会員の中に、日本国籍でない人がいるという認識が希薄だったのではないのでしょうか。本来、元号の押しつけで、一番嫌な思いをさせられるはずの人たちのことが視野に入っていなかったのは、残念なことだと思います。もう一点、信仰の告白として、わたしたちがキリスト暦を意識的に用いていくということには首肯できますが、この論理を一般社会にまで敷衍することには問題が付随するのではないかと感じました。

Q つまり西暦の使用を主張することが、他宗教の人々にキリスト暦を押しつけることになるおそれがあるということですね。

A 最近ではキリスト教に基づく表現である Anno Domini (AD)、Before Christ (BC) を、より中立的に、Common Era (CE: 共通紀元)、Before Common Era (BCE: 共通紀元前) とする動きもあるようです。

Q 「令和」という新元号は人気があるようですね。

A 政府は海外向けに「美しい調和 (beautiful harmony)」との説明を始めています (4/4 朝日新聞)。「令」には「命じる」と「よい」の2つの意味があり、一部で「命令」と受け取られたために、あわててもう一つの意味だと言い始めたようです。もっとも、「令」が「よい」の意味を持つのは、「令」が「神託を受ける人の形」であり、「神意に従うことから『よい、りっぱ』の意味とな」ったため (白川静『常用字解』) とされますし、「権能を以て招集して行動せしめることを示す」(諸橋轍次『大漢和辞典』) との解釈もありますから、そこでの「よい」とは、権威者の意に従って整えられ、躰けられたさまということでしょう。そこにはどこまでも「使役」の意味がついて回ることになります。

Q 万葉集が典拠とのことですが。

A 安倍首相は国書にこだわったようですね。しかし、万葉集の著名な歌人である大伴家持、額田王、山上憶良、柿本人麻呂などが渡来系の人々で、万葉集や古事記、日本書紀などの解説不能部分が古代朝鮮語で読み解くことが出来るという説があること

などを首相は知っているのでしょうか。「令和」の考案者と噂されている中西進さんも万葉集が東アジアの国境を越えた交流の中で生み出された書物であるという認識を持っているようです。

(https://twitter.com/yu_miri_0622/status/1112897054177583104、2019年4月11日アクセス)。

Q そういえば「令和」の典拠である「初春令月、気淑風和」も、後漢の張衡チャンハン『帰田賦』きでんふの中にある「仲春令月、時和氣清」を踏まえているそうですね。

A いろいろな方がツイッターで書いています。何でも『帰田賦』の作者張衡は「安帝」に召されて役人になったのですが、愚昧な「安帝」が側近の専横を許し、政治の腐敗によって国家が衰退し、周辺国の反乱もあって、まさに滅亡の危機に瀕したときに「もうこんな政府はいやだ！引退する！隠居させて！」と詠んだのが、「令和」の引用元の文章なのだそうです (<https://togetter.com/li/1334095>、2019年4月11日アクセス)。

Q つまり「令和」の考案者は、安倍首相を腐敗した「安帝」になぞらえて新元号を提案したということでしょうか。

A 広辞苑で「自由」という単語を引くと、出典として安帝の正室であった安思閼皇后アンスーイエンが勝手気ままに振る舞う人であったという記述が引用されているそうです。もし「令和」が、安倍首相だけでなく、首相夫人まで斟酌して提案された元号であるとするなら、考案者はおそろべき知恵者というほかありません。ちなみに「令和」に018を足すと西暦に変換できるそうですよ。

Q 新元号の制定を憲法違反として裁判が起こされていますね。

A 新元号の制定に先立って、天皇即位のたびに元号を制定するのは、憲法13条が保障する「個人の尊厳」を侵害しているために違憲だとして、弁護士やジャーナリストら3人が3月26日、国を相手取り、元号制定の差し止めを求めて、東京地裁に提訴しました。原告の山根弁護士は「元号制定によって、国民は『天皇在位の時間』に閉じ込められ、世界史(西暦)とつながっているという意識がぶつ切られることになる」と述べています。この裁判の行方を注視したいと思います。

<ヤスクニ関連ニュース> *は報告者(古賀)コメント

○ 「普天間差し止め 再び棄却—騒音訴訟、賠償を減額」

米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の周辺住民約3400人が、国に騒音の差し止めと損害賠償などを求めた「第2次普天間爆音訴訟」で、福岡高裁那覇支部(大久保正道裁判長)は16日、差し止めの訴えを退けた。国に約21億2160万円の損害賠償を命じたが、一審が認定した健康被害を認めず、賠償額も減らした。

判決は、騒音の差し止めについて、一審判決を踏襲し「国は米軍機の運航を規制できる立場にない」として認めなかった。

騒音による健康被害については、一審は高血圧症のリスクが高まると認定したが、大久保裁判長は「高血圧症状の発生に対する不安感などの精神的苦痛」があることまでしか認めなかった。

一方、騒音の違法性は、我慢できる限度を超えていることから認め、「うるささ指数(W値)」75以上の地域に暮らす原告への賠償を国に命じた。だが、1カ月あたりの慰謝料の算定基準額を一審から3割以上引き下げ、総額は一審の約24億5826万円から3億円余り減った。理由は明示されていない。W値75未満の地域に住む一部の原告への賠償も退けた。原告側は、米軍機による騒音や低周波音により健康被害を受けていると主張し、2012年に提訴した。今回の判決は、差し止めに認めず、賠償額も減ったとして、上告する方向で検討している。(岡田将平、「朝日」4.17)

*付度を越えた安倍政権お追従判決であり、裁判の腐敗は底知れない。被害者に我慢を強いる冷たい国を愛せよと教える国、航空管制権を米国に握られている国を誇れと煽る国にわたしたちは住んでいる。

○ 「動き始めた『本土』への沖縄米軍基地引き取り運動—『ヒトゴト』から『ジブンゴト』へ」

4月6日、沖縄の米軍基地をいわゆる「本土」に引き取る活動を展開する市民団体「沖縄の基地を引き取る会・首都圏ネットワーク」が、東京都で第8回公開集会を開催した。参加者は約70人。運動の根幹には、「沖縄に関心を寄せる人は多いが、基地問題では『沖縄がんばって』というだけの『ヒトゴト』の感覚を『ジブンゴト』として考えてもらいたい」との動機がある。・・・(以下略) (「ハーバービジネス」4.17)

○ 万葉集「愛国」利用の歴史 — 「令和」の典拠 歓迎ムードに警鐘

～「庶民の歌」に異議・昭和は軍国歌謡に・左翼も礼賛～

・・・万葉学者の品田悦一・東京大教授は、万葉集が近代以降、「愛国」に利用された歴史を指摘し、「初の国書」を歓迎するムードに警鐘を鳴らす。(見出し、リードのみ紹介:「朝日」4.16)

*万葉集自体も批判的研究の対象だが、歪曲利用は詐欺と同じ。

<編集後記> イエスがキリストであるとの信仰告白がどこで問われたのか、日本は異教徒が圧倒的多数だからとは言い訳でしかないと教えられた/中国の文化は朝鮮で咀嚼されて日本へ。朝鮮は単なる通路ではない点に注意したい/すべてのことに時があり、天皇でもなく時計でもなく永遠なる神が支配しておられる、感謝。(K生)

772号ヤスクニ通信 2019年5月12日 発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会 発行人 古賀清敬、編集 小塩海平、 発行 芳賀繁浩(日本キリスト教会大会事務所)
--